

給与支払報告書の提出について

田舎館村では平成27年度提出分より特別徴収義務者の一斉指定を行っています。
所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方には、原則、全従業員を特別徴収する必要があります。
これまでのように事業所の希望により普通徴収を選択することはできませんのでご注意ください。



給与支払報告書の提出に関しても変更点がありますので、詳しくは別紙「特別徴収義務者の一斉指定に伴う変更点について」をご確認ください。

【提出期限】

令和4年度（令和3年分）給与支払報告書の提出期限は令和4年2月1日です。
※課税事務の都合上、令和4年1月中旬までの提出にご協力をお願いします。

【提出対象者】

令和3年中に給与等を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む）です。
・令和4年1月1日現在の在職者については、給与の支払額の多寡にかかわらず、すべて提出が必要です。
・令和3年中の退職者については、支払額が30万円を超える方は提出が義務付けられています。
30万円以下の方につきましては省略することはできますが、適正課税のため出来る限り提出にご協力をお願いします。

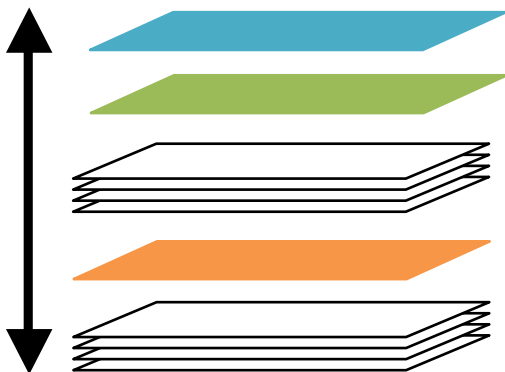
【給与支払報告書の提出】

給与所得者の令和4年1月1日現在における住所地の市町村です。
・住所地が田舎館村にある方については、下記【提出先】に郵送または持参してください。
・年の途中で退職された方は、退職時の住所地に提出してください。
※電子申告（エルタックス等）をご利用の場合、紙による総括表及び給与支払報告書の提出は不要です。
特別徴収の徹底に伴い、電子申告（エルタックス等）で普通徴収とする方がいる場合は給与支払報告書の提出にあたり注意していただく点がありますので、詳しくは別紙「特別徴収義務者の一斉指定に伴う変更点について」をご確認ください。

<提出時の留意点>

- 総括表1部を表紙にして左上をホッチキス又はクリップ等でとめてください。
- 1 総括表は別添の総括表を使用してください。
税理士などに提出を依頼する場合は、別添の総括表をお渡しいただき、提出の際に同封するよう伝えてください。
 - 2・4 村民税県民税の徴収方法の誤りを防ぐため、特別徴収・普通徴収各個人別明細書の先頭に各仕切り紙を必ずはさんでください。（下図参照）
また、仕切り紙にはそれぞれの徴収区分の人数の合計を記入してください。
 - 3・5 個人別明細書は1人につき2枚重ねて提出してください。
（3枚複写及び4枚複写の上2枚が市町村提出用です。）

一束にして提出ください。



- 1 総括表
- 2 仕切り紙①特別徴収者用
- 3 個人別明細書（特別徴収者分）
- 4 仕切り紙②個人住民税普通徴収への切替理由書
- 5 個人別明細書（普通徴収者分）

【提出先】

〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1
田舎館村役場 税務課 税務係
電話：0172-58-2111（代表）